

## 勝浦市若者単身移住支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝浦市（以下「市」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において勝浦市若者単身移住支援事業支援金（以下「若者単身移住支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 転入する直前に連続して市外に3年以上居住し、市に転入した者をいう。
- (2) 転入 市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入の届出をすることをいう。ただし、市内大学等へ修学のために市外から転入した者は、入学した年度の4月1日をもって転入した者とみなす。
- (3) 単身 転入前・転入後の両方又はいずれかが申請者のみで構成された世帯のことをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院をいう。

(交付対象者)

第3条 若者単身移住支援金の交付対象者は、申請時において、別表第1に定める要件の全てを満たす者のうち、別表第2、3又は4のいずれかの要件を全て満たすものとする。

(若者単身移住支援金の額)

第4条 若者単身移住支援金の額は、10万円とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、勝浦市若者単身移住支援事業支援金交付申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入のうえ、別表5に掲げる書類を添付し、当該年度の3月末日までに市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して若者単身移住支援金の交付の可否を決定することとし、交付を決定したときは勝浦市若者単身移住支援事業支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定したときは勝浦市若者単身移住支援事業支援金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定通知をもって確定通知とみなす。

(交付請求)

第7条 若者単身移住支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定対象

者」という。)は、勝浦市若者単身移住支援事業支援金交付請求書(別記第4号様式)により、若者単身移住支援金を請求するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付を決定したときは、第7条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係) 移住等に関する要件

次に掲げる1及び2に該当すること。	
1 申請者に関する要件	次に掲げる事項全てに該当すること。 (1) 転入時において、39歳以下であること。 (2) 第2条第1号に定める移住者であること。 (3) 第2条第3号に定める単身であること。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (5) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。)でないこと。 ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為 イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行

	<p>為</p> <p>ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。</p> <p>(7) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(8) 過去にこの要綱に基づく若者単身移住支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>(9) 過去に勝浦市移住支援事業支援金交付要綱（令和元年勝浦市告示第9号）に基づく移住支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>(10) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(11) その他市長が若者単身移住支援金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。</p>
2 転入に関する要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 市に令和6年1月1日以降に転入したこと。</p> <p>(2) 若者単身移住支援金の申請時において、市に転入後3か月以上1年以内であること。ただし、市内大学等へ修学のために転入した者は、大学等の卒業年度末日の翌日から3か月以上1年以内であることとする。</p>

別表第2（第3条関係）就職に関する要件

次に掲げる1又は2に該当すること。	
1 一般の場合	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）に所在すること。</p> <p>(2) 就業先が、千葉県のマッチングサイト「地域しごとNAVI」に掲載されている求人であること。</p> <p>(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役な</p>

	<p>どの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
2 専門人材の場合	<p>千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(4) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>

別表第3（第3条関係）本事業における関係人口に関する要件

市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」（ワンストップ窓口・創業塾）を受けた後、市で創業した者であること。

別表第4（第3条関係）起業に関する要件

若者単身移住支援金の申請日までの1年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第5（第5条関係）

申請者は、その申請内容に応じて次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 全員が提出を必要とする書類
  - ア 身分証明書の写し（原則、写真付きとする。）
  - イ 世帯全員の住民票
  - ウ 別表第1に定める要件に該当する期間の住所が分かる書類
  - エ 市税等に滞納がないことが確認できる書類
- (2) 別表第1号第1項(2)の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類 在学期間を証する書類

- (3) 別表第2の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類 勝浦市若者単身移住支援事業における就業証明書(別記第5号様式)
- (4) 別表第3の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類
  - ア 市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」を受け、かつ市から認定を受けたことが分かる書類
  - イ 市で創業したことが分かる書類
- (5) 別表第4の要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類 地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書